



熊労基発第158号
平成24年11月2日

独立行政法人労働者健康福祉機構
熊本産業保健推進センター 所長 殿

熊本労働局労働基準部長



労働安全衛生法に基づく一般健康診断の血糖検査として平成25年度以降に糖化ヘモグロビンA1cの検査を行う場合の結果の表記について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断における血糖検査については、平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」において、血中グルコースの量の検査によるほか、糖化ヘモグロビンA1c（HbA1c）の検査によることも差し支えないものとして取り扱っています。

糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果は、健康診断個人票に記載されますが、その表記の方法には検査の標準化方法に依存する複数の方法が存在し、同じ検体を検査しても表記方法により結果の数値が異なります。

従来日本国内では、Japan Diabetes Society（JDS）値で表記されてきましたが、日本以外の多くの国では糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果をNational Glycohemoglobin Standardization Program（NGSP）値により表記しており、日本国内でも平成24年4月1日以降、医療の現場ではJDS値とNGSP値を併記する方針が示されており、平成25年4月1日以降はNGSP値による表記を推進し、平成26年4月1日以降はNGSP値により表記する方針が示されています。

これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく特定健康診査及び特定保健指導においても、表記をNGSP値に変更することについて厚生労働省の担当部局で検討が行われたところ、平成24年度については、平成24年2月29日付け基安労発0229第1号「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の血糖検査として糖化ヘモグロビンA1cの検査を行う場合の結果の表記について（依頼）」でお知らせしたとおり、従来通りJDS値を用いることとされましたが、平成25年4月1日以降に実施される特定健康診査については、NGSP値を用いて報告を行うことが決定されました。

従来、高齢者医療確保法に基づき、保険者から事業者に対し一般健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合は、事業者は当該写しを提供しな

ければならないとされており、平成20年1月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」により、円滑な提供等の協力を御願いしてきましたが、上記の決定により、一般健康診断結果のうち、平成25年4月1日以降に行われる糖化ヘモグロビンA1cの検査の記録の取扱いについては下記のとおりとなりますので、その趣旨につきまして御理解の上、御協力いただくとともに、貴下会員その他に対する周知について、特段の配慮を御願いいたします。

記

- 1 高齢者医療確保法に基づき、保険者から事業者に対し一般健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合、保険者は平成25年4月1日以降に実施される糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果についてはNGSP値により表記することとしていることを踏まえ、次のとおり行うこと。
 - ・ 糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果についてはNGSP値で表記したものの写しを提供すること。この場合、当該数値がNGSP値による表記である旨を必ず明示すること。
 - ・ 糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果が、JDS値及びNGSP値で表記されている場合には、どちらがNGSP値であるかを明示した上で当該結果の写しを提供すること。
- 2 事業者が一般健康診断の実施を医療機関等に委託する場合には、保険者の平成25年4月1日以降に実施される糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果の表記の取扱いを踏まえ、受託者が事業者に対して提出する当該検査の結果は、当事者間で特段の取り決めをする場合を除き、NGSP値による表記とし、NGSP値による表記である旨を明示したものとすること。
- 3 一般健康診断における糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果の表記方法の変更に当たっては、一般健康診断の結果について意見を述べる医師、一般健康診断の結果の通知を受ける労働者その他の関係者に対して、当該表記方法の変更について周知するなど、一般健康診断の結果が適切に取り扱われるよう配慮することが望ましいこと。